

Weekly Accounting Review

2009年8月26日(021)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計 / IASB ディスカッションペーパー「リース：予備的見解」の和訳の公表について
- 監査 / 「品質管理レビュー基準」及び「品質管理レビュー手続」の改正について
- 税務 / 「中小企業等の事業再生実務と公認会計士の役割」の公表について

1. IASB ディスカッションペーパー「リース：予備的見解」の和訳の公表について(8月17日)

財務会計基準機構は2009年3月に公表されたIASB ディスカッションペーパー「リース：予備的見解」の和訳を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/comments20090319.jsp

当該ディスカッションペーパーでは、借手は原則として、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースの区別なく全てのリースにおいてリース期間に渡りリース物件を使用する権利を表象する資産とリース料の支払義務に対する負債を認識することとしています。

ショート・コメント

当該ディスカッションペーパーの意見募集期限は7月17日まででしたが、日本公認会計士協会・企業会計基準委員会の意見は7月29日付(N0.17)の当レポートでお伝えしたとおりです。

2. 「品質管理レビュー基準」及び「品質管理レビュー手続」の改正について(8月11日)

日本公認会計士協会は改正した「品質管理レビュー基準」及び「品質管理レビュー手続」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1182.html

当該改正の内容としては、内部統制監査等の新たな制度の導入に伴い、当該業務の取り扱いについて規定したこと、また過去の品質管理レビュー実施結果を踏まえて品質管理レビューの実施期間の短縮を行う場合の要件を増やしたこと(一度品質管理レビューが行われると、3年又は5年経過するまでは一定の要件を満たす場合を除き品質管理レビューは行われぬ)等が挙げられます。

ショート・コメント

改正後の品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続は、2009年7月1日から適用されます。

3. 「中小企業等の事業再生実務と公認会計士の役割」の公表について（8月14日）

日本公認会計士協会は経営研究調査会研究報告第 37 号「中小企業等の事業再生実務と公認会計士の役割」を公表しました。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/37.html

当該研究報告は、公認会計士が昨今、再生案件について債務者側、債権者側及び投資家側として関わるが多くなっており、様々なスキーム等が存在することから、中小企業の事業再生・倒産手続における制度を会計・税務に関して報告しております。

ショート・コメント

当該研究報告では、事業再生の手法や倒産法の整備過程、私的整理の種類、各種スキームによる税制等がまとめられており、非常に分かりやすいものとなっております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp